

京都市告示第 566 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、社団法人京都市観光協会を京都市公金収納受託者として、無鄰菴の入園料の徴収事務を委託します。

平成18年3月31日

京都市長 柘本 頼兼

(文化市民局文化部文化課)